

17. (独) 農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する 貸付金の規模（処置要求）

農林水産本省

218億7376万円(指摘金額)

貸付け等の概要

- ✓ 農林水産省は(独)農林漁業信用基金(信用基金)に出資金等を交付(令和4年度末時点 累計367億5400万円)
- ✓ 信用基金は、国からの出資金等を財源に、各都道府県の農業信用基金協会(協会)に対して、**長期の資金を貸付け**(4年度末時点貸付金残高計367億5350万円)
- ✓ この貸付けは、協会による積極的な保証の引受けを促進して農業等債務保証に係る保証債務の額の増大を図ること等を目的
- ✓ 協会は、**農業者等**が融資機関から資金を借り入れる際にその**債務を保証**し、債務不履行に陥った場合は貸付金等の資金を原資に**代位弁済を実施**(=資金代位弁済)
- ✓ 独立行政法人(信用基金)は、独立行政法人通則法(通則法)に基づき不要財産を処分しなければならない不要財産のうち、政府からの出資金に係るものについては、主務大臣の認可を受けて国庫に納付
- ✓ 本院は、貸付金の一部が将来も使用する見込みがない状況となっていたことから、平成24年に農林水産大臣に対して、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求(24年処置要求)その結果、農林水産省は、**出資金等123億8300万円を国庫に返納**させることとする処置を講じていた

検査の結果

- ✓ 資金代位弁済額は、平成25年度から令和4年度までの間、貸付金の年度末残高に対して**低い水準で、減少傾向**(25年度の計**40億6497万円**(貸付金の年度末残高の11.0%) ▶ 4年度の計**17億0471万円**(同4.6%))
- ✓ 農林水産省は、24年処置要求を受けた貸付金の規模見直し後は、当該規模の**見直しを実施せず**
- ✓ 本院が各協会における今後の貸付金の必要額について保守的に試算その結果、全47協会のうち**39協会**において、協会に対する**貸付額**(計343億3161万円)が**必要額**(計124億5784万円)を計**218億7376万円上回る**状況で、上回った額については、**今後も使用する見込みなし**

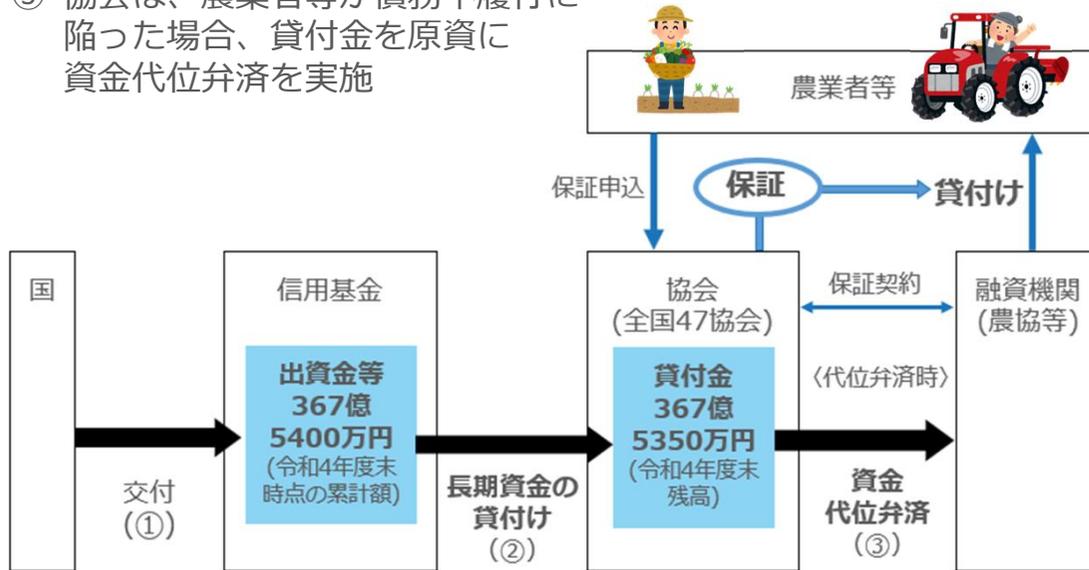
要求する処置

- ✓ **貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること**
- ✓ **過大となる貸付金に相当する国の出資金等を、通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとする**こと
- ✓ **貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備**すること

17. (独) 農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付金の規模 (処置要求)

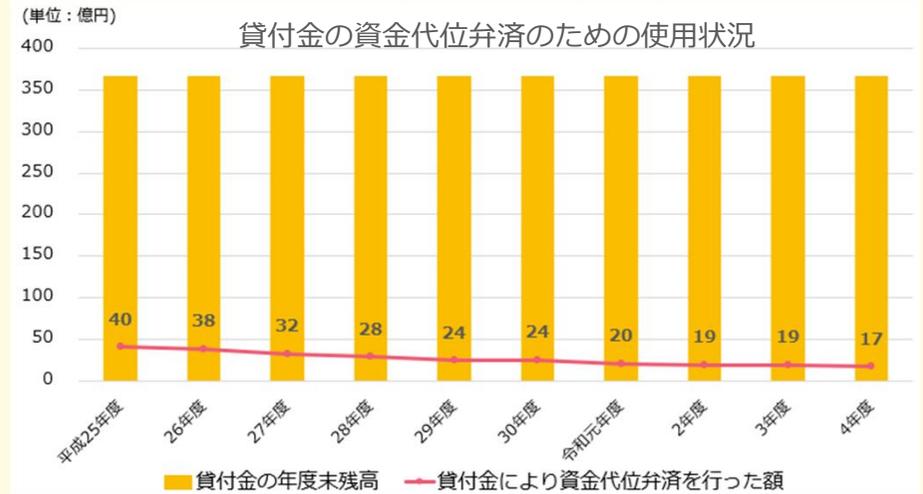
貸付けの概要

- ① 農林水産省(国)は、貸付けのために出資金等を信用基金に交付
- ② 信用基金は、各協会に長期資金を貸付け
- ③ 協会は、農業者等が債務不履行に陥った場合、貸付金を原資に資金代位弁済を実施



検査の結果1

- 貸付金の各年度末残高**367億円**(全47協会)に対し、資金代位弁済額は、いずれの年度においても**低い水準**
- 40億円**(年度末残高の11.0%)から**17億円**(4.6%)まで**減少傾向**



⇒このような状況にもかかわらず、農林水産省は、24年処置要求を受けた貸付金の規模見直し後は、当該規模見直しを実施せず

検査の結果2

- 貸付金の必要額の試算: 各協会における、平成20年度以降(※1)の代位弁済額の最大値 × 調整係数(※2)

貸付金の過大額の試算:

$$218\text{億}7376\text{万円} = \text{令和4年度末貸付金残高 } 343\text{億}3161\text{万円}(39\text{協会}) - \text{試算した貸付金の必要額 } 124\text{億}5784\text{万円}(39\text{協会})$$

(※1) 東日本大震災等の発生時期を含む平成20年度から令和4年度までの過去15年間を対象(農業者等の経営に大きな影響を与える大規模な災害等が発生した際に協会による農業等債務保証の引受けに支障が生じないように保守的に算出するため)

(※2) 「必要額を算定する令和4年度の前年度末(3年度末)の保証債務残高」を「最大弁済額年度(平成20年度以降で代位弁済額が最も多額であった年度)の前年度末の保証債務残高」で除して算出した係数(協会ごとの保証債務残高の増減の状況を考慮するため)

要求する処置

- 貸付金の規模を見直し、各協会に真に必要な額の貸付けを信用基金に行わせること
- 過大となる貸付金に相当する国の出資金等を通則法に基づいて信用基金から国庫に納付させて、貸付金及び国の出資金等を適切な規模のものとする
- 貸付金及び国の出資金等の規模の見直しなどを適時適切に実施する体制を整備すること